

会 議 録

会議の名称	令和2年第1回本庄市国民健康保険運営協議会	
開催日時	令和2年2月12日(水)	午後1時32分から 午後2時26分まで
開催場所	本庄市役所大会議室	
出席者	被保険者代表	杉 好夫、関口 博美、新井 千奈美、小林 利江
	保険医又は保険薬剤師代表	中村 哲哉、松本 直樹、石原 博史、林 勇毅
	公益代表	柿沼 光男、岩崎 信裕、小暮 純一、境野 広明、根岸 誠
	被用者保険等保険者代表	若林 卓成、藤倉 英明、杉山 和男
	市職員	駒澤 明(収納課長)
	事務局	岡野 美香(保健部長)、星野 政洋(保険課長)、齊藤 理恵(保険課長補佐兼国保係長)
欠席者	新居 榮一(被保険者代表)、関根 正幸(保険医又は保険薬剤師代表)	
議 題 (次 第)	1 開会 2 委嘱状交付 3 市長あいさつ 4 議事 (1) 会長及び副会長の選任について (2) 令和元年度国民健康保険特別会計3月補正予算について (3) 令和2年度国民健康保険特別会計予算について 5 その他 6 閉会	
配付資料	・会議次第 ・資料1 令和元年度国民健康保険特別会計予算総括表(3月補正案) ・資料2 令和2年度国民健康保険特別会計当初予算概要書(案) ・本庄市国民健康保険運営協議会委員名簿(令和2年1月10日現在)	
その他特記事項	傍聴人：無	
主 管 課	保健部保険課	

会議の経過	
発言者	発言内容・決定事項等
保険課長補佐	<p>1 開会</p> <p>【事務局職員及び出席職員の紹介】</p> <p>【本協議会成立の報告】</p> <p>【傍聴人の有無の報告】</p> <p>【配付資料の確認】</p>
保険課長補佐	<p>2 委嘱状交付</p> <p>【市長から出席委員16人に委嘱状を交付】</p>
吉田市長	<p>3 市長あいさつ</p> <p>皆様、こんにちは。巷では中国からの新型コロナウイルスが心配される状況でございますが、それぞれ大変御多用の中、任期満了後初めての国民健康保険運営協議会を招集いたしましたところ、御参集を賜りまして、誠にありがとうございます。また、委員の皆様方におかれましては、本庄市の国保運営につきまして、日頃より様々なお立場から御尽力を頂いておりますことに厚く御礼を申し上げる次第でございます。</p> <p>今般委嘱状を交付させていただいたところでございますけれども、法律改正によりまして、これまで任期が2年でありましたところ、今回から3年となっております。皆様方には、今後3年間国保運営上の重要事項につきまして御審議いただくことになりました。どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>さて、国保制度につきましては、御案内のとおり、平成30年度から市町村単位から都道府県単位の新しい制度へと移行したところでございます。新制度に移行後間もなく2年となるところでございますが、市町村によって異なる事務の標準化であるとか、保険税の水準の統一等様々な課題はございますけれども、現在のところ大きな混乱はなく今日に至っているところでございます。</p> <p>今後でございますけれども、埼玉県の国保運営方針に基づきまして、保険税の算定方式について、本庄市は今、所得割・資産割・均等割・平等割の4方式でありますけれども、所得割・均等割の2方式を採用している市町村がかなり多くなってきておりますことから、今後は、この4方式から2方式への移行が県としても求められているところでございまして、これにつきましては、後刻、私の方から皆様方に諮問させていただくことになろうかと思っております。どうぞよろしく願いしたいと思っております。</p> <p>結びに、改めまして今後3年間皆様方には国保の安定運営のためにお力添えを賜りたく、よろしくお願い申し上げます。私からのごあいさつとさせていただきます。御参集ありがとうございました。</p>
保険課長補佐	<p>4 議事</p> <p>【会長選任までの間、市長が座長となる旨を説明】</p>

吉田市長	まず、次第4、議事の1、会長の選任についてでございますが、どなたか立候補あるいは御推薦を頂ければと思いますが、皆様、いかがでしょうか。
根岸委員	事務局に案がありましたら、お示しを頂きたいと思います。
吉田市長	ただ今、根岸委員から事務局に案があればお示しいただきたいという御意見がございましたけれども、事務局としてはいかがでしょうか。
保険課長	<p>それでは、事務局の案を御説明いたします。</p> <p>国民健康保険法施行令第5条第1項の規定により、協議会の会長は公益を代表する委員のうちから選任することとされております。そこで、公益を代表する委員のうちから柿沼光男様に会長の職をお願いしたいと存じます。</p> <p>柿沼様は、1月9日までの任期においても会長として協議会の運営に御尽力いただきまして、その識見、手腕は大変優れておいでになりますことから、引き続き会長の職をお引き受けいただきたいと存じます。</p>
吉田市長	<p>ただ今、事務局から柿沼委員を会長に選任してはという案がありました。皆様、いかがでしょうか。</p> <p>【異議なし、の声】</p> <p>御異議なしとのことですので、拍手をもって御承認を頂きたいと思えます。</p> <p>【拍手】</p> <p>では、柿沼会長におかれましては、こちらに席を移動していただきまして、ごあいさつを頂戴したいと思います。</p> <p>【柿沼委員移動】</p>
柿沼委員	<p>改めまして、こんにちは。ただ今御指名を頂きました、名簿ですと3号委員の、公益を代表する委員の柿沼光男でございます。微力ながら、会長を務めさせていただきたいと思えます。</p> <p>本庄市の国保につきましては、私も長く委員としてお世話になっておりまして、その間に2年おきに保険税の見直しを行ってきた経緯がございます。市民の方には、保険税の引上げにより二度負担を強いることになりました。また、法定外の繰入れによって、これもまた市民の方に負担をおかけして対応したこともございましたが、最近では財政が安定してきております。</p> <p>ただ今、国保制度が始まって以来という、50年ぶりの大改革がありまして、市町村単位から都道府県単位へということで、2年を終了しようとしております。</p> <p>先週なのでございますけれども、埼玉県の中に国民健康保険運営協議会という組織がございます、今皆さんがいらっしゃるような雰囲気の中で協議会が行われております。私は、被保険者代表ということでその委員として参画しておりまして、このたび納付金の本算定が決定しました。本日はそれらも含めまして事務局から説明があると思えますけれども、これから保険税の方式を4方式から2方式に統一しようという県の方針がございます、そのことも含めてこれから皆さんと十二分に協議をしまして、本庄市国保の健全な運営を図</p>

	<p>ってまいりたいと考えております。</p> <p>微力ではございますが、一生懸命務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
吉田市長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本庄市国民健康保険に関する規則第4条第1項の規定によりまして、柿沼会長に議長の職務を行っていただきたいと思ひます。</p> <p>私は、ここで公務のため退席させていただきますが、皆様におかれましては、十分な御審議をよろしくお願ひいたします。</p> <p>【市長退席】</p>
保険課長補佐	<p>それでは、ここからは、柿沼会長に議事の進行をお願ひいたします。</p>
議長	<p>それでは、これから議長を務めさせていただきます。よろしくお願ひします。</p> <p>続きまして、副会長の選任を行いたいと思ひます。</p> <p>本庄市国民健康保険に関する規則第3条第2項の規定により、副会長は委員の互選により定めることとされております。どなたか立候補、御推薦を頂ければと思ひます。いかがでしょうか。</p>
根岸委員	<p>事務局に案がありましたら、お示しを頂きたいと思ひます。</p>
議長	<p>ただ今、根岸委員から事務局に案があればという御意見がありました。事務局案がありましたら、お示しを頂きたいと思ひます。</p>
保険課長	<p>それでは、事務局の案を御説明いたします。</p> <p>副会長は、国民健康保険法施行令第5条第2項の規定により、会長の選任の方法に準じて公益を代表する委員のうちから選ぶこととされております。そこで、公益を代表する委員のうちから境野広明様に副会長をお願ひしたいと存じます。</p> <p>境野様は、平成30年1月から委員を務め、国保制度に関して豊富な知識をお持ちであり、会長の補佐役として適任であると考えましたことが理由でございます。</p>
議長	<p>ただ今の事務局提案についてお諮りします。皆さん、いかがでしょうか。</p> <p>【異議なし、の声】</p> <p>御異議なしとのことですので、皆さん拍手をお願ひします。</p> <p>【拍手】</p> <p>御異議なしと認め、副会長については、境野委員に決定しました。</p> <p>それでは、境野委員に副会長就任のあいさつをお願ひします。</p> <p>席の移動もお願ひします。</p> <p>【境野委員移動】</p>
境野委員	<p>皆さん。こんにちは。ただ今選任を受けました境野でございます。どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p>

	<p>それでは、早速次の議事に入りたいと思います。</p> <p>議事（２）「令和元年度国民健康保険特別会計３月補正予算について」を、事務局より説明願います。</p>
保険課長	<p>それでは、議事（２）について御説明いたします。</p> <p>【資料１に基づき説明】</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>議事（２）について、皆さんから御質疑等はございますか。</p> <p>どんなことでも結構です。</p> <p>【特になし】</p> <p>それでは、特にないようですので、議事（２）については、原案のとおり決定することに御異議はありませんか。</p> <p>【はい、の声】</p> <p>御異議がありませんので、議事（２）については、原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、議事（３）「令和２年度国民健康保険特別会計予算について」を、事務局より説明願います。</p>
保険課長	<p>それでは、議事（３）について御説明いたします。</p> <p>【資料２に基づき説明】</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>議事（３）について、皆さんから御質疑等はございますか。</p>
若林委員	<p>歳出の総額が前年度比９６．４３パーセントとなっていますが、徴収事業は１１５パーセントと増えていまして、税負担の公平性から考えましても是非収納対策をしっかりとやっていただければと思いますので、意見として申し上げます。</p>
議長	<p>ただ今の若林委員の御意見に対して、現状等を含めて御説明できればと思いますが、収納課長、いかがですか。</p>
収納課長	<p>まずは、国民健康保険税の１月末現在の収納率につきまして、速報値を報告させていただきます。</p> <p>現年度分は７５．０３パーセント、前年度同月比で０．０７ポイントの増、滞納繰越分は１９．４７パーセント、前年度同月比で１．９２ポイントの増となっています。現年度分と滞納繰越分の合計の収納率は６５．８５パーセント、前年度同月比で１．８８ポイントの増となっています。</p> <p>今後も現年度分収納率９３パーセントと滞納繰越分収納率２２パーセントの同時達成に向けまして、国民健康保険税の収納率向上に努めてまいりますので、御理解を頂きたいと存じます。</p> <p>また、委員さんからお話ございましたとおり、収納課といたしましても、収納率アップ、収納額アップはもちろんのこと、やはり苦勞して納めていただいている９割以上の方との税負担の公平性を考えまして、納められるのに納めない方に対しましてはしっかりと滞納処分等を実施しまして、今後も税</p>

	収確保と収納率のアップに努めてまいりたいと思いますので、御理解を頂きたいと存じます。
議長	保険課長から何かありますか。
保険課長	私どもも、収納課と連携してしっかり対応してまいりたいと考えております。
議長	ほかに御質疑はございますか。
保険課長	若林委員から御指摘がありました、予算額の減少についてですが、被保険者数が減少しているということがございまして、総額も縮小している状況でございます。
議長	ほかに御質疑はございますか。
石原委員	歳出の方で、保健事業の人間ドック助成金ですが、令和2年度から脳ドックに対しても新しく助成を始められるということ伺いました。非常に良いことだと思うのですが、脳ドック助成を新しく始められることについて、理由などがありましたら御説明していただけたらと思います。
議長	事務局、説明をお願いいたします。
保険課長	石原委員からの御質問に対して御説明いたします。 脳ドックへの助成でございますが、疾病の早期発見及び予防への被保険者の意識が年々高まっている状況でございます。そこで、脳疾患の早期発見に一定の効果がある脳ドックについて助成を拡大し、受検意識の向上を図ることは、将来的な医療費の抑制につなげるために必要と考えましたので、脳ドックと合わせた併診ドックの助成という形で始めさせていただくこととしました。
議長	ほかに御質疑はございますか。 【特になし】 先週、県の運営協議会で報告があったとおり、令和2年度の納付金が本算定となったわけですけれども、県全体の雰囲気の説明していただければ有り難いです。
保険課長	それでは、納付金について、県からありました説明について御報告させていただきます。 県の納付金の総額は1,808億円であり、前年度と比べて144億円の減となっております。市町村ごとの金額は1市町村で増加、その他はすべて減少している状況でございます。 一人あたりの保険税必要額は、対前年比で3,200円、率で3パーセント減少しているとのことです。歳入が増加したことが主な減少要因でありまして、前期高齢者交付金の増により負担が減少し、一人あたり約6,000円交付額が増加しております。また、過年度の納付金の過多による影響が、一人あたり約2,600円ございます。保険給付費は、自然増として一人あ

	<p>たり約4,400円増加しているということはありませんが、平成30年度の様々な増減要因を合わせますと、トータルで約3パーセントの減少となったということでございます。</p>
議長	<p>ほかに御質疑はございますか。</p> <p>【特になし】</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、議事(3)については、原案のとおり決定することに御異議はありませんか。</p> <p>【異議なし、の声】</p> <p>御異議がありませんので、議事(3)については、原案のとおり決定しました。</p> <p>それでは、本日の議事がすべて終了しましたので、議長の任を解かせていただきます。議事進行に御協力いただきまして、ありがとうございました。</p>
保険課長	<p>5 その他</p> <p>1点目ですが、国民健康保険に係る税制改正についてでございます。</p> <p>お手元の資料「国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し」を御覧ください。</p> <p>国民健康保険法施行令の一部が改正されたもので、改正点は2点あり、一つ目は、保険税の基礎課税額、いわゆる医療分の課税限度額を61万円から63万円に、介護納付金課税額の限度額を16万円から17万円にそれぞれ引き上げるものでございます。この改正により、今回据え置かれた後期高齢者支援金等課税額19万円と合わせ、課税限度額の総額が99万円となります。</p> <p>二つ目は、保険税の均等割額と平等割額の減額対象となる世帯の軽減判定所得の算定に用いる金額を、5割軽減については28万円から28万5千円に、2割軽減については51万円から52万円にそれぞれ引き上げて軽減の拡充を図るものでございます。</p> <p>この改正は、令和2年4月1日施行となっております。</p> <p>今後の予定としては、本庄市国民健康保険税条例を改正する必要があり、昨年と同様に4月に専決処分での改正を予定しております。詳細は、次回の運営協議会で説明させていただきます。</p> <p>2点目ですが、資料の裏面「個人所得課税の見直しを踏まえた国民健康保険税の見直し」を御覧ください。</p> <p>こちらは、先ほど御説明しました保険税の均等割額と平等割額の減額対象となる世帯の軽減判定所得の算定に関連したもので、改正点は2点あり、一つ目は、算定に用いる基礎控除額を33万円から43万円に引き上げるものでございます。</p> <p>二つ目は、軽減判定所得の計算において、給与所得と公的年金等の支給を受ける方がいる世帯については、支給を受ける人数の合計から1を引いた数</p>

	<p>に10万円を掛けた金額を計算に加えるものでございます。</p> <p>国保税は、個人住民税の計算で使用している所得を元に税額計算を行っております。この個人所得課税の見直しが行われ、その中の一つに給与所得控除と公的年金等控除を10万円引き下げ、一方で基礎控除を10万円引き上げる見直しがあります。これにより収入金額は同じでも控除が10万円少なくなるため、所得金額はこれまでより10万円多くなる計算になります。保険税の軽減判定は世帯内の所得の合計金額で判定されるため、この見直しに伴い、世帯内に給与や年金を受給している方が複数いる世帯の保険税の負担水準に不利益等が生じないよう今回の改正が行われております。</p> <p>この改正は、令和3年度分以降の保険税から適用となります。</p> <p>今後の予定としては、先ほどと同様に本庄市国民健康保険税条例を改正する必要がありますけれども、6月以降の議会に御提案させていただいての改正を予定しております。詳細は、次回以降の運営協議会で説明させていただきます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
<p>保険課長補佐</p>	<p>事務局からの連絡事項は、以上でございます。</p> <p>ほかに委員の皆様から御質問等がありましたら、挙手にてお願いいたします。</p> <p>【特になし】</p> <p>ほかにはないので、これで次第5その他を終了します。</p>
<p>会長</p>	<p>6 閉会</p> <p>委員の皆様には、大変お忙しい中、令和2年第1回本庄市の国保協議会に御出席を頂きましてありがとうございました。</p> <p>慎重な御審議ですべて決定を頂きまして、ありがとうございました。</p> <p>先ほど市長からお話がありましたけれども、インフルエンザやコロナウイルスが大変拡大しておりまして、重体の方も出ているようです。先週、県の国保医療課の方から「過剰反応しないように」というお話がありましたが、皆様には御自愛いただき、ますます御活躍していただきたいと思っております。</p> <p>以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。</p> <p>ありがとうございました。</p>

令和2年3月13日

会議録署名 会長

梶沼光男